

10年保存

地発第0401001号
基発第0401001号
平成19年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「立替払実地調査員の配置について」の一部改正について

標記については、平成17年4月1日付け地発第0401001号・基発第0401005号「立替払実地調査員の配置について」（以下「通達」という。）で指示してきたところであるが、実地調査の円滑な実施の観点から、立替払実地調査員証票の一部について下記のとおり改正することとするので、了知の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。

記

- 1 通達の別紙2「立替払実地調査員設置要領」（以下「要領」という。）の6の（1）の②の下に「なお、調査員証票に本人写真を貼付の上、割印する。」を加える。
- 2 要領の様式4「立替払実地調査員証票」を次のとおり改める。



様式4 (表面: B 8判)

第 号	
立 替 払 実 地 調 査 員 証 票	
(写真貼付欄) 縦3cm×横2.5cm	氏 名 (才)
	年 月 日生
	上の者は立替払実地調査員であることを証明する。
	年 月 日
	〇 〇 労 働 局 長 印

様式4 (裏面: B 8判)

(注 意)	
1 この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。	
2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 この証票を紛失したときは、又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。	
4 この証票は、新たな証票の交付を受けたときは、又は調査員を解職されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。	
5 この証票の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。	

- 3 要領の別紙「立替払実地調査員執務準則」の6の(6)中「立入検査証票を携帯すること」を「立入検査証を携帯し、必要に応じて調査員証票と併せて関係者に提示すること」に改める。